

平成28年度税制改正に関する要望

平成27年11月2日
全国町村議会議長会

- 1 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせること。
- 2 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。
- 3 消費税率10%時における軽減税率制度の導入にあたっては、国・地方の社会保障税源確保の重要性などに鑑み、慎重に検討するとともに、実際に導入する場合には代替財源を確保する方策を同時に構じること。
- 4 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- 5 地方法人課税の偏在是正に関する検討にあたっては、法人住民税が町村にとっては企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること等を踏まえ、個別町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと。
- 6 今後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げる場合には、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを前提とし、地方財政に影響を与えないようにすること。
- 7 分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。
- 8 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。
- 9 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。
特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

- 10 消費税率10%への引上げ時における自動車関係諸税の見直しにあたっては、町村にとって極めて貴重な財源であることから、町村財政へ影響を及ぼすことのないよう、確実に代替財源を確保すること。
- 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。
- 12 たばこ税の税率の将来に向かっての引き上げにあたっては、市町村に及ぼす影響を勘案し、現行の総額を確保すること。
- 13 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 14 ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 15 森林の整備・保全を町村が実施していることに鑑み、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与すること。
- 16 森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。